

平成三十一年（二〇一九）三月二十八日発行
『大倉山論集』第六十五輯 抜刷
（公益財団法人 大倉精神文化研究所）

杉山神社を考える

—過去三〇年の研究実績の紹介—

小 股 昭

杉山神社を考える

―過去三〇年の研究実績の紹介―

小 股 昭

目 次

はじめに

一 関東地方の神社分布から見た杉山神社

(一) 佐野和史「関東地方の神社分布」

(二) 幸田優里「関東地方における地域的信仰分布」

(三) 中西望介「杉山神社のなぞ」

二 考古学から見た杉山神社

(一) 坂本彰「なぞの杉山神社」

(二) 久世辰男「古代の「郷」をさわめる―武蔵国都

筑郡を例に―」

(三) 坂本彰「鶴見川下流の低地遺跡―鶴見神社境内

遺跡の出土遺物―」

三 中世の杉山神社

(一) 中西望介「中世後期の杉山神社信仰と真言宗の展開」

(二) 『中世諸国一宮制の基礎的研究』

(三) 久世辰男「古代の杉山神社」と「中世の杉山神社」

(四) 小野一之「府中六所宮と六宮・杉山神社」

四 『新編武蔵風土記稿』に記載のない杉山神社について

て

(一) 横浜市港南区笹下五丁目(久良岐郡雑色村)に

あった杉山神社

(二) 横浜市保土ヶ谷区西谷町九三七番地 富士山神

社

おわりに

はじめに

武蔵国の杉山神社は、六国史の『続日本後紀』に官幣にあずかり、位階を授けられた記事があり、『延喜式』の「神名帳」にもその名が記載され、平安時代(九世紀)からその存在が確認できる古社である。また武蔵国総社であった府中市大國魂神社(近世までは六所宮と呼ばれた)に六宮として配祀されている。

江戸時代後期に編纂された『新編武蔵風土記稿』(以下『風土記稿』と記述する。)では、武蔵国都筑、橘樹、久良岐郡に七三社の杉山神社の鎮座が確認できて、明治以降の神社合祀によりその数は減少したが、今も神奈川県横浜市、川崎市、東京都町田市の鶴見川、帷子川、大岡川流域に四八社が鎮座している。¹⁾

杉山神社の祭神と本社(「延喜式」の「神名帳」に記載されたのは、どこの杉山神社か)は、未だ不明であり、その考証は、古くは六所宮の宮司であった猿渡盛章の『新撰総社伝記考証』、第二次世界大戦後は戸倉英太郎の『杉山神社考』が著名である。しかしながら残された史料が少ないことから、戸倉氏以降も数々の論考が出されているが、その解明には至っていない。

しかし一方で、『横浜市史』を始め、地域史の中で杉山神社を位置づける研究も進められ、杉山神社分布地域の信

仰や文化が少しづつ明らかにされている。

一九九〇年代から現在までの約三〇年間は、情報公開制度の充実、インターネットの普及によって、地域情報の入手と発信がそれまでと比較して容易になった。また、生涯学習のニーズの高まりによって、図書館、博物館、公文書館におけるサービス提供が活発になった時期でもある。一方で横浜市北部地域は、高度経済成長期から一九八〇年代にかけて、港北ニュータウン開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査が多数行われ、当該地域の歴史が考古学的に明らかになった時期で、その整理作業は今も続いている。

このような過去三〇年間の状況の中で、杉山神社の研究も市民や市民団体などによる地域活動やインターネットによる情報発信（ブログ）などによって、多くの研究が発表されている。

本稿は以上のような背景を踏まえて、過去三〇年の杉山神社の研究で特徴的なものや新たな視点と思われるものを、情報共有を目的に纏めてみたものである。

一 関東地方の神社分布から見た杉山神社

(一) 佐野和史「関東地方の神社分布」²⁾

神社本庁による「全国神社祭祀祭礼総合調査」が一九九〇年から一九九五年に行われ、全国の神社の位置、由緒等がデータベース化された。そのデータをもとに関東地方の神社分布を検証した論考である。関東地方の神社分布の特徴については、一九五九年に発表された、西角井正慶の「祭祀圏の問題」³⁾において、荒川・元荒川・利根川流域に氷川、久伊豆、香取の各神社が相互にその領域を侵すことなく分布していることが指摘されているが、この論考では、

さらに杉山神社やその他の神社の分布も加えて、その特徴を示している。

本文では、「全国神社祭祀祭礼総合調査」のデータから氷川神社、香取神社、久伊豆神社、鹿島神社、杉山神社の各社の分布域を確認し、その上で、各社の由緒を通覧すると、各社の分布域の形成過程は以下の①から③となると説明している。

- ① 古代：古代氏族による奉斎と鎮座の開始。
- ② 中世：武士団により祭祀されて、分布域が拡大する。
- ③ 中世後期から近世初期：各種宗教活動により勧請、祭祀される社が出現する（久伊豆神社では、城郭（忍城）鬼門の守護神として創建されたり、修験道本山派の別当寺が祭祀を司る社が出現する）。

そして、神社の成立に関する研究は古代、古社の研究に偏りがちであるが、神社史の課題として今後は、③の時期の神社成立の考察も重要と思われると指摘し、荘園制が崩壊し、郷村が成立して行く中での地縁的産土祭祀による神社の成立も重要視すべきと指摘している。

杉山神社においても、横浜市保土ヶ谷区川島町杉山神社には、天文年間（一五三二～一五五五）に当地で北条氏康が上杉朝定と戦った際に、日本武尊東征の夢を見て、一祠を建て武運長久を祈ったのが始まりという伝承もあること⁵から、著者の指摘するように中世後期から近世初期に勧請された杉山神社もあることを念頭に入れて、その歴史を考えるべきであろう。

（二）幸田優里「関東地方における地域的信仰分布」⁶

本論考は、現代の神社の歴史的経緯や地域的特色に関する調査研究の成果を神社関係者に提供するために作成され

【表1】 関東地方の地域的な神社分布

神社名	社数	本社	祭神	信仰圏
鹿島神社	約350	鹿嶋市 鹿島神宮	武甕槌神	本社鎮座の旧常陸国に分布
香取神社	約400	香取市 香取神宮	経津主神	旧下総国、現在の江戸川流域
氷川神社	約230	さいたま市 氷川神社	須佐之男命、稲田 姫命、大己貴命	隅田川、荒川流域 (武蔵国造の祭祀圏)
久伊豆神社	約40	確定されて いない	大己貴命	旧武蔵国と下総国の境界であった元荒 川流域
杉山神社	約40	確定されて いない	日本武尊、 五十猛命が多い	旧武蔵国の鶴見川と支流の流域、多摩 川を北限とする
星宮神社	約200	(記述なし)	磐裂神、根裂神	旧下野国南東部
赤城神社	約100	(記述なし)	赤城山	旧上野国南東部

(注) 幸田論文を基に筆者が作成

た、『現代・神社の信仰分布』の中の論考の一つである。先述した神社本庁による「全国神社祭祀祭礼総合調査」のデータを基に関東地方の神社分布とその信仰の特徴を論じており、杉山神社についても触れている。

この論考では、まず、関東地方においては、地域ごとに特定の神社の分布が集中し、それぞれの信仰圏には殆ど重なりが見られないという特徴を挙げて、その神社の紹介をおこなっている（表1参照）。

次にそれぞれの分布の特徴として以下の二点を挙げている。

① 氷川神社、久伊豆神社、杉山神社、香取神社の信仰圏がそれぞれの川の流域に集中している。これは、水路による交通によって信仰が展開したと考えられ、農耕を始め人々の生活全体を支える「水」の重要性が表われている。

② これら七社の分布は関東平野を取り巻く山々の麓までに限られ、周縁の山を越えて分祀されることはほとんどなかった。これらの信仰はもともと地域性が強く、それぞれの地域の共同体によって奉斎され、その地の人々の生活と共に展開したと考えられる。

この論考から、往古の信仰圏の形成が河川を介して行われたことが、杉山神社以外の神社でも存在することがわかり、杉山神社を考える際には、他地域の神社分布も視野に入れるべきとの示唆と言えるであろう。

(三) 中西望介「杉山神社のなぞ」⁷⁾

本論考が収録されている『青葉のあゆみ』は、横浜市青葉区の区制一五周年を記念して発行された区史で、その中に杉山神社について記述がなされている。

ここでは、杉山神社の分布から、東京湾を介して扇状に結びついた地域的な枠組みが存在し、杉山神社信仰の基盤となっていることを論じている。そして杉山神社が鶴見川、帷子川、大岡川の三つの河川の流域に分布していることから、三つの河川を連携させる東京湾の機能の重要性を指摘し、東京湾を経由して内陸へと導く河川交通が地域的纏まりをつくり出したと論じて、杉山神社の分布には河川・海上交通が深く関係していると説明している。

江戸湾の海上交通、交易は、中世において盛んであった⁸⁾と考えられているが、ここで記述されている、東京湾と河川を介した地域開発や地域の纏まりについては、それが古代まで遡ることを想定出来るという、重要な指摘と言えるだろう。

また、洲崎明神社（神奈川宿）の存在や、安房洲明神社（久良岐郡松本村）の社伝⁹⁾、都筑郡茅ヶ崎村杉山神社の社伝などから、上記流域が東京湾を介して安房地域の信仰と関係していることも注目したい。

二 考古学から見た杉山神社

(一) 坂本彰「なぞの杉山神社」¹⁰⁾

坂本彰は、港北ニュータウンの埋蔵文化財の発掘調査に当初から携わり、当該地域の考古学研究に数多くの成果を今も発表している。

本論考は、まず関東地方の神社は、地域と深い関わりをもつ小神社の集合体で、土地の土着神であり、杉山神社もその中に含まれると説明している。そして、これらを信仰する集団は、おそくとも七～八世紀には各地に展開していたものと論じている。その上で、港北ニュータウンの発掘調査の成果から都筑区勝田町の杉山神社が本社であると推定している。

勝田町の杉山神社は中原街道が早淵川南岸の台地上がる地点に鎮座し、この台地からは発掘調査の結果、歴史時代の集落である勝田原遺跡、綱崎山遺跡が発見されている。勝田原遺跡は奈良・平安時代の竪穴住居址、掘立柱建物址からなる集落址で、近江系の土器、八花鏡（銅鏡）、大型火打鎌など特色ある遺物が出土し、綱崎山遺跡も勝田原遺跡と同時期の集落址である。杉山神社の論社とされる茅ヶ崎社、西八朔社、吉田社にはこうした基礎となる集落が判明しておらず、勝田社を式内杉山社の有力候補と推定するのは、以上の理由によると述べている。

杉山神社を奉斎したと思われる人々が生活を営んでいた集落が考古学的に明らかにされ、その遺跡の性格から本社を特定する点は大変説得力があり、杉山神社を研究する上で考古学的な研究が必要であると述べた研究者の視点を実践した成果と言えるのではないだろうか。

(二) 久世辰男「古代の「郷」をきわめる―武蔵国都筑郡を例に―」¹²⁾

『和名類聚抄』によれば、平安時代の都筑郡には七つの郷があったとされ、その郷がどこにあったのかの比定を試みたのが本論考である。

本文では、「古代の「郷」が五〇戸（郷戸）を単位とする地域的なまとまりであるならば、それは古代の集落遺跡の分布に当然反映しているはずである。」との考えを基に、まず、古代集落の分布から都筑郡域を六つのブロックに分けている。次に、『和名類聚抄』の郷名記載順序（一般に時計回りに記載される）を適用し、次のように「郷」を比定している。

- ① 恩田川ブロック：店屋郷
- ② 谷本川下流ブロック：針研（八朔）郷
- ③ 鶴見川中流ブロック：立野郷
- ④ 帷子川ブロック：余戸郷
- ⑤ 谷本川中流域ブロック：高幡郷
- ⑥ 早淵川ブロック：幡屋郷

杉山神社が初めて記録に現れるのは、承和五年（八三八）のことで、『続日本後紀』に「二月庚戌武蔵国都筑郡粉山神社預之官幣以靈驗也」とある。ここから杉山神社が平安時代から都筑郡に鎮座していたことがわかるが、都筑郡のどこに鎮座していたのかは、わかっていない。古代の行政の末端組織は「郷」であり、杉山神社もどこの「郷」に鎮座していたはずである。この「郷」の比定を港北ニュータウン地域の発掘調査によって明らかになった、古代集落の分布と分析によって説明しようとした論考である。

杉山神社の論考では無いが、杉山神社を奉斎する集団の「郷」を検討する基礎資料になると思われ、注目すべき論考である。

(三) 坂本彰「鶴見川下流の低地遺跡―鶴見神社境内遺跡の出土遺物―」¹³⁾

本論考は、横浜市鶴見区の鶴見神社に収蔵されている考古遺物から鶴見神社境内遺跡の考古学的な調査報告を行ったものである。

鶴見神社は以前は「杉山大明神」と称されていたが、大正九年（一九二〇）に火災に遇い、再建時に「鶴見神社」へと改称された。そして、境内の参集殿の位置には、かつて小高い丘があり、そこに源頼経手植と伝わる櫨の古木がそびえていたが、昭和三七年（一九六二）に枯死したため伐採した。その際、多数の遺物が出土し、これを宮司が整理保管していたものを再整理し、今回報告したものである。また、境内は平成二〇年（二〇〇八）度に発掘調査が行われ、弥生時代から古墳時代の貝層が発見されている。

遺物は貝類、土器（縄文・中・近世）などが出土し、土器は弥生時代終末期から古墳時代前期のものが多く、古墳時代後期の須恵器の高坏完形品や埴輪片もある。

これらの出土遺物と発掘調査の結果から、この遺跡は弥生時代後期後半から古墳時代前期の集落址（低地遺跡）と考えられ、古墳時代後期の須恵器と埴輪片と発掘調査時に見つかった溝から、以前境内にあった小高い丘は古墳（古墳時代後期）であることが明確になった。また江戸時代の絵図に描かれた境内には、二つの塚が認められ、古墳があったことの裏付けとしている。そして「本遺跡が鶴見川河口部に位置することから、付近に東京湾から鶴見川水上交通の出入口としての機能（港）があったことも充分想定される。」としている。

鶴見神社の位置する場所は、標高約四mから一・七mの低地で、かつ鶴見川の河口であり、海に面した立地である。この低地に弥生時代後期後半から集落が営まれ、古墳時代後期には古墳が築造されたことと、そこに杉山神社が鎮座していることは、何らかの関係性があるのではないだろうか。一の(三)で紹介した「杉山神社のなぞ」の記述にある、「東京湾を經由して内陸へと導く河川交通がそうした地域的まとまりをつくりだした」という河川交通の推論を補完する神社と遺跡であると考えられるのではないだろうか。

三 中世の杉山神社

(一) 中西望介「中世後期の杉山神社信仰と真言宗の展開」¹⁾

本論考は、『横浜緑区史』の通史編の第二編(中世)の一部である。『横浜緑区史』は「編集委員が勉強会で検討を重ねながら全編を執筆」したもので、編集委員は当該地域の地域史に精通した人々で構成され、「新しい研究成果を盛り込んで、緑区の地域から日本の歴史を解き明かす視点で、原始・古代から現代までを通して、緑区の特徴を明らかにすることをねらいとした」¹⁵⁾ものであり、当時(一九九三年)の当該地域史の集大成ともいえるであろう。

本文では、近世における杉山神社の別当寺は真言宗寺院が多く、かつ本地仏は不動明王が多いことに注目し、杉山神社と真言宗寺院、真言密教が結びついていることを指摘している。そしてその結びつきは中世に遡るとし、その理由として、①都筑区茅ヶ崎町の杉山神社に鎌倉時代作とされる不動明王の懸仏が所蔵されていること、②『風土記稿』橘樹郡樽村の杉山神社の項に、「杉山大明神別当師岡法華寺」が応永一八年(一四一一)に鰐口を作成したと記した棟札(近世のもの)があり、応永の頃には杉山神社と別当寺院が結びついていたことを挙げている。

また、鎌倉から室町時代に、都筑郡では金沢称名寺から発した、真言密教の教線拡大が活発で、当該期における都筑郡の真言宗の活動の具体例として、弘長二年（一二六二）に北条時広の妻が真言律宗僧叡尊に帰依し、佐江戸の所領を殺生禁断地としたこと、室町期に鳥山三会寺、恩田徳恩寺、王禅寺等において印融法印を始め、真言密教僧が活躍していることを挙げています。そして、都筑郡における真言密教の浸透と不動明王を本地仏とする杉山神社信仰の關係性を論じています。

また、都筑郡で活躍した密教僧の中には義継法印（鳥山三会寺住）のように、有力武士の出自（大石石見守息）の僧がいることから、守護代や国人領主を外護者として、真言宗が教線を拡大していったものと推測している。

中世の杉山神社信仰の背景に、真言密教とそれを支持する北条氏、守護代、国人層等の中世武士が存在することを各方面の史料から明らかにしたことは、今までの中世の杉山神社の論考には無かった視点であり、注目すべきものと言えるだろう。

（二）『中世諸国一宮制の基礎的研究』¹⁶⁾

中世日本では、各国ごとに国の鎮守神が定められ、「一宮」と呼ばれた。本書は、各地域・国ごとに極めて多様なあり方を示す諸国の一宮のデータを集約、整理し、中世諸国一宮制研究の基礎資料として纏められたものである。一宮だけではなく、各国に所在する二宮以降の神社のデータも収録されている。

本書の「武蔵国」の項に、一宮とされた小野神社、氷川神社についての記述があり、あわせて六宮である杉山神社についての記述がある。¹⁷⁾

一宮小野神社の項の「一宮制の成立と確立過程」において、

武蔵一宮の初見は、『吾妻鑑』に見るように鎌倉初頭であるが、一宮から六宮の分布は、中世初頭に形成された武蔵七党などと呼ばれる党的武士団の分布に強く影響されていたものと考えられる。即ち、一宮↓横山党・西党、二宮↓西党、三宮↓野与党・足立氏、四宮↓丹党・猪俣党、五宮↓兎玉党、六宮↓横山党等である。との記載があり（一九〇頁）、六宮杉山神社は横山党¹⁹に関係する旨の記述がある。

また、「国司あるいはその目代は、在庁官人や在地領主連合（党）を掌握するための1つの方策として、これらの神社を一宮制の下に編成したのであろう」（一九〇頁）と、武士団の掌握のために、国司らが一宮から六宮を選定したとしている。杉山神社を奉斎する武士団の具体名を考察した点は、新たな杉山神社研究の見解と言えるだろう。

（三）久世辰男「古代の杉山神社」と「中世の杉山神社」²⁰

本論考は、横浜市青葉区若草台地区センター主催の講座のレジュメにコラムとして掲載された。

杉山神社の祭神は五十猛命と日本武尊が比較的多いものの統一性がないのに対して、別当寺は真言宗寺院、本地仏は不動明王とほぼ統一である。著者はこの点に注目し、続けて都筑の地には、古代と中世の断絶を示す以下のような事象をあげている。

・『和名類聚抄』に記される古代の郷名（針圻を除く）の殆どは消えてしまい、古代末期に出現する国衙領下の郷名（綱嶋、勝田他）が現在まで残っている。

・都筑を舞台に古代末期に活躍した鴨志田氏、都筑氏や秩父氏などの武士は、一二世紀中に歴史の舞台から消えて去ってしまう。

こうした事象から、杉山神社も、古代に設定された祭神と中世に設定された別当寺、本地仏との間に断絶があり、

「古代の杉山神社」と「中世の杉山神社」を分けて考えるべきと論じている。

また、『横浜緑区史』（前項（一）参照）で述べられている、杉山神社の真言宗寺院を別当寺として不動明王を本地仏とする姿は、単なる宗教活動の結果ではなく、一三世紀になって、秩父氏系武士団の滅亡後にできた空白地帯に北条氏勢力が進出するという政治背景のもとに、北条氏が外護する真言密教が広まったものと見るべきと述べている。

そして、中世のある時期に、真言宗系寺院の鶴見川水系への展開に伴う何らかの規制が地域に働き、それによって古代に起源を持つ「古代の杉山神社」を含めた地域の神社群が新たに再編成されたのが「中世の杉山神社」群ではないかと考察している。

杉山神社の祭神、本地仏、別当寺の違いの歴史的経緯を考察し、その政治的背景に注目した点は重要である。

（四）小野一之「府中六所宮と六宮・杉山神社」²¹

本論考は杉山神社が六所宮（大國魂神社）の六宮になった歴史的経緯を明らかにし、杉山神社を奉斎した集団について論じたものである。

杉山神社が承和五年（八三八）に官幣にあずかり、承和一五年（八四八）に従五位下の位階をさずかり、延長五年（九二七）に編まれた「延喜式神名帳」にその名が記載されたことは周知の事実であるが、本論考では、これらの九世紀から一〇世紀の行為は、富豪層の成長や郡司層の動揺などに対して、在地社会の支配強化を狙った国司が行った施策であると述べている。

続けて、これに対して一国内の有力神社を国府内に合わせ祀った総社が誕生するのは、一一世紀後半で、武士化した在地領主層が在庁官人として国衙機構に参画する際に、一国を共同統治する秩序維持のために総社が必要とされた

としている。そして、そのような中で武蔵国の総社において、一宮から六宮が編成されたと論じている。よって官社、神階社、式内社に選定された杉山神社と総社の六宮に選定された杉山神社は別の社と考えるべきと述べている。

続いて、一一世紀に武蔵国の総社の一宮から六宮に選定されたのは、それぞれの地域の在地領主層が奉斎する神々であり、一宮には武蔵七党の横山党となる小野氏の小野神社、四宮は武蔵国留守所惣検校職という在庁官人を統括する職に任命される武蔵最大の武士団である秩父氏の秩父神社が選定されたことを挙げている。

そして、武蔵南部の都筑、橘樹、久良岐郡の在庁官人、御牧の領主であったと想定される、橘氏、稲毛氏、都筑党のいずれかが杉山神社を奉斎していたことで六宮に選定されたと論じている。また、彼らの本拠地が六宮の本社（式内社の本社ではなく）と考察し、橘樹郡五段田村（稲毛氏）、都筑郡佐江戸村、同西八朔村（都筑氏、立野牧）の杉山神社をその候補として挙げている。

以上のように、古代末期の武士団の動きと神社奉斎の関係から、武蔵南部の武士団（橘氏・稲毛氏・都筑党）が杉山神社を奉斎し、それによって、武蔵国総社の六宮に選定されるに至ったと論じた点は、今までの杉山神社研究に無かった論点である。

四 『新編武蔵風土記稿』に記載のない杉山神社について

杉山神社は『風土記稿』には、七三社の記載があり、現在でも四八社が鎮座することを冒頭で述べた。これが杉山神社の総数と考えがちであるが、今般、各種史料を調査した結果、『風土記稿』に記載の無い杉山神社が二社確認出来たので、ここで報告する。



【図1】 明治15年（1882）測量 二万分一陸軍迅速測図の笹下村付近（拡大）（『明治前期手書彩色關東實測圖』（1991年3月、日本地図センター）より転載）

地図東南（右下）に「杉山神社」が見える。

（二）港南区笹下五丁目（久良岐郡雑色村）にあった杉山神社

この杉山神社は、現在、横浜市港南区港南五丁目（久良岐郡雑色村）に鎮座する天照大神に合祀されている。大正九年（一九二〇）に編纂が始まった、『横浜市史稿』神社・教会編（横浜市、一九三三年二月）の「天照大神」の項には、

天照大神は、中区笹下町二千四百五十一番地に鎮座。境内は四百坪。同町の鎮守である。（中略）明治六年に村社に列せられて、同四十一年九月に、村内の無格社の安房洲神社・八坂神社・若宮八幡社・榛名神社・稲荷神社・杉山神社・御霊神社の七社を合祀し、（後略）

とあり、笹下町に杉山神社が所在していたことが確認出来る。

また、明治前期の「迅速測図」の笹下村の部分を見ると、大岡川の支流の笹下川の左岸の東側に迫り出した台地の縁に「杉山神社」の表記が確認出来る（【図1】）。

笹下町のあたりは、江戸時代は、久良岐郡雑色村、松本村、関村と称し、天照大神は『風土記稿』の松本村の項に、「太神宮、小名中登にあり、村内修験権現堂持、」と見える。その他に『風土記稿』では、明治四一年に合祀された神社のうち、安房洲神社（松本村）・八坂神社（関村天王社）・若宮八幡社（松本村）・榛名神社（松本村）・稲荷神社（松本村）・御霊神社（松本村）の記載がある。しかしながら、杉山神社の記載は雑色村、松本村、関村には見当たらない。

『風土記稿』に記載がなく、自治体史、古地図ではその記述が見える杉山神社について、その一次史料を探したところ、神奈川県立公文書館に寄託されている、「松本寿雄氏所蔵文書・資料（横浜市港南区港南）」の明治四一年（一九〇八）の「神社合併願」²²に記載があることがわかった。

松本家は、江戸時代に本山派修験として、権現堂福禪寺と称し活動をしてきた家で、明治時代に入り神官となり、現在に至っている。権現堂は文龜三年（一五〇三）頃まで鎌倉扇ガ谷にあったが、文祿三年（一五九四）には武州久良岐郡内の杉田森村に転じ、寛永二十年（一六四三）から承応二年（一六五三）六月の間に現在の地旧松本村に移住したとみられている。また、『風土記稿』の松本村の権現堂の項では、権現堂の由緒と文龜三年（一五〇三）の快延・慶俊連署奉書、大永七年（一五二七）の快延・秀榮連署奉書の中世文書の所蔵を伝えている。

「神社合併願」は明治四一年（一九〇八）六月二〇日付で神奈川県知事宛に提出されたもので、以下のような記述となっている。

神社合併願

神奈川縣久良岐郡日下村笹下字東宮郷

村社 天照大神

同村同所 字西宮郷

被合併神社 無格社 安房洲神社

同村同所 字青木

同 同 同 稲荷明神

同 同所 字上廣地

同 同 榛名社

同村同所 字関

同 同 八坂神社

同村同所 字杵本

同 同 杵山神社

同村同所 字笹下

同 同 御霊神社

同村同所 字笹下

同 同 若宮八幡社

右安房洲神社外六社ハ從來所有財産無之、維持困難ニ付、前書村社天照大神ヘ合併ノ上、維持方法ヲ確立シ、永遠祭祀致度候條御許可被成下度、別紙財産處分方法書等相添此段奉願候也

右神社

明治四十一年六月廿日 社掌 松本忠雄 印

(中略)

被合併 杵山神社

社掌 缺員

右信徒惣代人

野室信吉 印

市村定吉 印

内田萬五郎 印

(中略)

神奈川縣知事男爵周布公平殿

文書から、安房洲神社他六社は、財産がなく維持困難であるため、天照大神に合祀し、永く祭祀することと、神社の保有する財産を処分することについて神奈川縣知事に願ひ出たことがわかる。また、本文書の最後には、朱字にて「神奈川縣指令乙第三四五二號、書面願ノ趣、聞届ク、(中略)明治四十一年九月三日神奈川縣知事男爵周布公平」とあり、神奈川縣知事により合祀が同年九月に許可されている。この文書から、明治四十一年六月以前に久良岐郡日下村笹下字枚本に杉山神社が鎮座し、氏子(信徒総代人)が存在していたことがわかる。

では、この杉山神社は、笹下地区のどこに鎮座していたのだろうか。

「神社合併願」には、「字枚本枚山神社」と記載されて、字杉本は『風土記稿』によれば雑色村の小名である。そこで字杉本の地籍図をあたってみると、神奈川県立公文書館寄託の「久良岐郡松本村金子家文書」に明治一六年(一八八三)の「笹下村縮切図」があった。これを見ると縮切図の字杉本の南部分に「社地三七三三、五一六」と記載のあり、長方形の地籍があるのがわかる(図2)。おそらくここが杉山神社の鎮座地であろう。縮切図の記載によれば、笹下村三七三三番地、五畝一六歩の社地であったことがわかる。そして現在の地図と突き合わせると、そこは港南区笹下五丁目九番地付近となる(写真1)。現在は宅地になっていて、神社の存在を示すものは無い。

前述の通り、この杉山神社は大岡川の支流の笹下川の左岸にあり、大岡川水系の杉山神社となる。『風土記稿』によれば、大岡川水系の杉山神社は久良岐郡太田村、堀之内村、岡村、蒔田村の四社が確認出来るので、雑色村の杉山



【図2】「笹下村縮切図」（明治16年）の字杉本の部分
（久良岐郡松本村金子家文書「笹下村縮切
図」より転載）

「社地三七三三」（中央左）と記述された土地が杉山神社の鎮座地。右上が北になる。



【写真1】 杉山神社が鎮座していた港南区笹下五丁目
九番地付近の現況（2018年9月撮影）
宅地となっている。

「神社を加えると、その数は五社になる。
なぜ、雑色村の杉山神社は『風土記稿』に記載されなかったのか。前述の「久良岐郡松本村金子家文書」には天保七年（一八三六）の絵図「下笹下三ヶ村絵図面」があるが、この絵図には安房洲神社、御霊神社の記載はあるが、杉山神社の記載は見られない。こうしたことから、今後、さらに現地調査を行い、地元の方へ聞き取りをするなど、調査を継続する必要があるだろう。



【写真2】 保土ヶ谷区西谷町通称「西谷富士」(左側)と富士山神社(右側) (2018年10月撮影)

(二) 横浜市保土ヶ谷区西谷町九三七番地 富士山神社

これは、インターネットブログ「いちはし・ドット・me」の「杉山神社を巡る―Part 4」(投稿日二〇一七年一〇月二六日)に紹介されているもので、このブログを閲覧し、その存在を知った。

保土ヶ谷区西谷町に鎮座する富士山神社は、保土ヶ谷区作成の散策ガイドブック⁽²⁵⁾によると、

現在の富士山神社は昭和三六年(一九六一)九月に造営されました。

それ以前は上星川町の杉山社が氏神でした。西谷の住民は、祭礼のたびに東川島町を通過して参詣しなければならず、大変不便な状態におかれていました。そのため、上星川杉山社の氏子総代と西谷町の総代

が話し合い、杉山社の分霊を勧請し、この富士山の地に神社が創建されました。神社の祭神は日本武尊、五十猛命、木花咲爺也姫命の三神です。(後略)

とあり、西谷地区の氏子の利便性を考慮し、杉山神社を勧請したもので、もともとあった富士塚、通称「西谷富士」に上星川町の杉山神社を勧請したものである(【写真2】)。

ブログの「昭和三二年刊行の杉山神社考には当然ながら記載されておらず、最も新しい杉山神社かも知れません。」との記述のとおり、現在も杉山神社の分霊勧請が行われ、杉山神社信仰が脈々と地域の人々に引き継がれていることに、心を動かされる。

おわりに

ここ三〇年の杉山神社に関する研究で、特徴的なものを紹介し、纏めてみた。筆者の主観で選んで紹介しているところもあり、紹介をすべきものだが欠落しているものがあれば、ご容赦いただきたい。いずれにせよ、文献資料が少ないことから謎の解明が進まないと言われている杉山神社であるが、本稿をご覧頂いてお解りの通り、この三〇年の中で確実に研究は進んでいると言えるであろう。

また、杉山神社の祭祀圏は、『風土記稿』記載の七三社を基本にして、検討が進められて来たが、今回の報告のとおり、『風土記稿』に記載のない杉山神社があることがわかり、本報告以外にも、同様の例がないか、調査を続けて行く必要がある。杉山神社の祭祀圏は、古代から現代の長い時間の中で形成されたものであるから、その時間の中で埋もれた社も当然あったであろう。ゆえに、それらも含めて、祭祀圏を考える必要があるだろう。

文献資料に制約がある杉山神社の研究においては、多方面からの情報収集が必要と考える。そのためには、歴史学、考古学、神道分野や他地域の社寺のことなど、幅広く皆で資料（史料）・情報を集めて共有する人的ネットワークが大切であると考ええる。今後も情報共有の場に積極的に参加したいと思う。

本稿作成にあたり、大倉精神文化研究所、神奈川県立公文書館に大変お世話になりました。改めて謝意を申し上げます。

注

- (1) 戸倉英太郎『杉山神社考』（緑区郷土史研究会、一九七八年九月）の「附表杉山神社現況一覧表」による。但し、三浦郡葉山町の杉山神社は除いてカウントした。
- (2) 『神道宗教』第一九九・二〇〇合併号、四八一～五〇六頁、神道宗教学会、二〇〇五年一〇月。
- (3) 西角井家は、明治以前は大宮氷川神社の社家を務め、西角井正慶（一九〇〇～一九七二）は、國學院大學教授で国文学者、民俗学者である。
- (4) 西角井正慶『古代祭祀と文学』（中央公論社、一九六六年九月）所収。
- (5) 神奈川県神社庁編『神奈川県神社誌』（神奈川県神社庁、一九八一年六月）による。
- (6) 岡田莊司・加瀬直弥編『現代・神社の信仰分布』（文部科学省二二世紀COEプログラム・國學院大學「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」、二〇〇七年一月）所収。
- (7) 郷土の歴史を未来に生かす事業実行委員会編『青葉のあゆみ』（郷土の歴史を未来に生かす事業実行委員会・横浜市青葉区役所、二〇〇九年一〇月）所収。
- (8) 一四世紀の江戸湾品河湊の繁栄を示す史料として、「武蔵國品河湊船帳」（『神奈川県史』資料編3 古代中世編（三上）、神奈川県、一九七五年九月、五〇九四号文書）が著名である。
- (9) 『新編武蔵風土記稿』第四卷（雄山閣、一九八一年三月）久良岐郡松本村の安房洲崎神社の項には、安房の洲崎明神が飛来した場所に社を立てたという社伝を載せている。
- (10) 坂本彰『鶴見川流域の考古学』（百水社、二〇〇五年一月）所収。
- (11) 杉山神社の研究において考古学の視点が必要である旨を記述したものととして、鈴木茂「式内社杉山神社はどこか」（『県史史談』第一六号、県史史談会、一九七七年二月）、安藤由喜夫「杉山神社についての一考察」（『早渕の流れは永遠に「戸倉英太郎さん生誕百年を記念する会」記念誌」「戸倉英太郎さん生誕百年を記念する会」実行委員会、一九八二年一月）がある。

- (12) 『慶雲』 第四号、横浜古代史料を読む会、二〇〇八年四月。
- (13) 玉川文化財研究所編『神奈川を掘るⅡ』（玉川文化財研究所、二〇一七年一月）所収。
- (14) 緑区史編集委員会編『横浜緑区史通史編』（緑区史刊行委員会、一九九三年二月）所収。
- (15) 括弧書きは、前掲注14の「編集後記」による。
- (16) 中世諸国一宮制研究会編、岩田書院、二〇〇〇年。
- (17) 武蔵国の一宮は、一四世紀成立の『神道集』では小野神社、一六世紀頃に成立したとされる『大日本国一宮記』では氷川神社と記されている。
- (18) 本書における杉山神社の記述は周知の情報が主で、特徴的なものは見られない。
- (19) 『国史大辞典』第十四卷（吉川弘文館、一九九三年四月、三八二頁）の「横山党」の項によれば、横山党は、多摩郡横山（東京都八王子市付近）を拠点とし、小野・目黒・中条・海老名・別府・愛甲・成田・玉井・平山など七〇余の氏族が含まれ、武蔵七党のうちでも最大規模の武士団であった。
- (20) 若草台地区センター郷土史学級運営委員会編『青葉区西部の郷土史探訪PARTⅡ（「古代の都筑と立野牧」）』（二〇〇四年三月）所収。
- (21) 『府中市郷土の森博物館紀要』第二〇号、府中市郷土の森博物館、二〇〇七年三月。
- (22) 同目録の資料名は「神社合併」（「天照大神社」番号四）。
- (23) 『神奈川県古文書資料所在目録』第二四集（神奈川県立公文書館、二〇〇五年二月）の「収録文書・資料所蔵者別解説」の「松本寿雄氏所蔵文書・資料」の項による。
- (24) <https://ichihashime/wp/?p=15761>（最終閲覧日二〇一九年一月四日）。
- (25) 横浜市保土ヶ谷区地域協働課発行、二〇〇四年三月初版、二〇〇七年九月改訂。